

公益財団法人佐賀県国際交流協会 ボランティア登録制度要綱

1 趣 旨

県内での国際交流活動の活性化を図るとともに、在住外国人の佐賀での活動を支援し、国際理解・国際親善を推進するため、佐賀県国際交流協会ボランティア登録制度要綱を定めるものとする。

2 登録資格

- (1) 制度の趣旨を理解し国際交流ボランティアとして活動できる人
- (2) 佐賀県内で活動できる満 18 才以上の人
- (3) 登録分野ごとに必要とされる基準を満たし、かつ電子メールで情報伝達ができる人

3 登録分野および活動内容

- (1) ことば（多言語）：通訳、翻訳
- (2) ことば（日本語）：日本語指導
- (3) 歴史・文化紹介：日本（佐賀）の歴史・文化紹介
- (4) ホストファミリー：ホームステイの受入
- (5) 医療通訳

4 必要とされる基準の目安（各分野の活動内容が実践できるレベル）

(1) ことば（多言語）

- ・英語 実用英語技能検定 準 1 級以上、TOEIC 730 点以上、TOEIC iBT 79-80 以上
- ・中国語 中国能力検定試験 2 級以上 新 HSK 5 級以上
- ・韓国・朝鮮語 ハングル能力検定試験 2 級以上
- ・スペイン語 スペイン語技能検定試験 2 級以上

※上記は目安であり、必ずしも資格を取得している必要はありません。また、上記以外の言語については活動内容が実践できるレベルとします。

※日本語以外を母語とする方は、日本語 N 2 レベルを目安とします。

(2) ことば（日本語）

- ・日本語指導に関する資格を有すること、または日本語指導経験を有すること

※団体（日本語グループ）は別途定める日本語グループ登録要領により登録を行う

(3) 歴史・文化紹介

- ・日本(佐賀)の歴史・文化を外国人へ紹介できる十分な知識を有し、指導することができること

(4) ホストファミリー

- ・ゲストへ個別の部屋を提供できること
- ・受入に関し家族全員の合意が得られていること

(5) 医療通訳

- ・ことば（多言語）の基準を満たし、かつ当協会が実施する医療通訳に関する研修会を修

了していること

※原則として平日の昼間に活動できる方とする（ホストファミリーを除く）

※活動によって知り得た個人情報等は責任を持って管理できること（各分野共通）

5 登録期間

登録の期間は2年とし、期間満了時に更新の確認ができた場合には引き続き登録を継続するものとする。なお、本人より申出があった場合や登録者として不適格な事実があった場合には登録を取り消す。

6 活動の範囲

- (1) 国際交流の活性化を図るもの
- (2) 在住外国人の活動支援となるもの
- (3) 国際理解・国際親善が推進されるもの
- (4) その他、当協会が適当と認めたもの

7 報酬及び実費負担

活動は、自由意思に基づくボランティア活動とし、交通費等の活動実費については依頼者が負担するものとする。

※医療通訳サポーターの活動については、別途定められた要綱に基づく。

8 事故の責任

ボランティア活動から生じた損害について、当協会はその責任を負わないものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年11月1日から適用する。